

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 2 1 日

支出負担行為担当官

東京地方検察庁検事正 竹 内 寛 志

1 工事概要

(1) 品目分類番号

41

(2) 工事名

九段合同庁舎非常用発電機蓄電池交換工事

(3) 工事場所

東京都千代田区九段南 1 丁目 1 番 1 0 号 九段合同庁舎

(4) 工事内容

九段合同庁舎地下 2 階発電機室内に設置された非常用発電機の始動用蓄電池について、既存のものを撤去し、同等以上の新品に交換する。

なお、令和 8 年 1 1 月 4 日（水）までに交換が完了しない場合、同日から同月 9 日（月）までの間、リース等により代用の蓄電池を仮設する（電気事業法第 3 9 条に基づく受変電設備点検のため）。

(5) 工期

令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

(6) 本件入札手続は、下記 3 に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.p-porta1.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必

要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 本工事の業種区分（電気工事又は機械器具設置工事）において、法務省の令和7・8年度における建設工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 法務省の令和7・8年度における電気工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、850点未満（C等級）であること。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
（入札説明書参照）
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (8) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

3 入札手続等

- (1) 連絡先 〒100-8903 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
東京地方検察庁事務局会計課国有財産係
電話03-3592-5611（代表）内線3354
- (2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法
ア 入手期間

令和 8 年 7 月 2 1 日（火）から同年 8 月 2 4 日（月）まで

イ 入手方法

入札説明書等は、上記(1)の場所にて交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 1 0 時から午後 5 時まで。）又は電子調達システムからダウンロードできる。

なお、遠隔地の場合は、郵送（着払い）による入手申込みも受け付ける。

(3) 申請書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）から同月 3 1 日（金）午後 2 時まで

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送（提出期間内必着）すること。

郵送による場合は、誤配等の場合に対応するため追跡可能な方法（書留郵便等）を利用すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書及び工事費内訳書の提出期限

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 3 時まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は書留郵便等により郵送（提出期間内必着）すること。

(ウ) 工事費内訳書の提出方法

上記(1)の場所に持参又は書留郵便等により郵送（提出期間内必着）すること（工事費内訳書の提出を電子調達システムにより行うことは認めない。）。

詳細は入札説明書による。

イ 開札

(ア) 開札の日時

令和 8 年 8 月 2 6 日（水） 午前 1 0 時 3 0 分

(イ) 開札の場所

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

東京地方検察庁11階第一共用会議室又は電子調達システム

4 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の意図の有無

無

- (7) 契約書の作成の要否

要

- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札

の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。